



令和  
5年度

農林水産省認定（第6・7期生）

## 農福連携技術支援者育成研修

e-ラーニング+ほ場（茨城県水戸市）での実地研修

**農福連携の実務のプロフェッショナルを目指しませんか。**

農福連携技術支援者とは、農福連携に携わる当事者（農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害者本人等）に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。

修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができます。



## 日程

\* 全ての受講者は、(1) 座学研修及び(2) 実地研修・グループワークの両方を受講する必要があります。

- (1) 座学研修 〈eラーニング〉 (配信期間中、各自が視聴可能な時間に受講)  
配信期間：第6期 6月23日(金曜日)～7月3日(月曜日)  
第7期 8月25日(金曜日)～9月4日(月曜日)
- (2) 実地研修・グループワーク【4日間】〈集合研修〉  
第6期 7月10日(月曜日)～7月13日(木曜日)  
第7期 9月11日(月曜日)～9月14日(木曜日)

## 会場

(実地研修・グループワーク)

### 農林水産研修所 つくば館 水戸ほ場

【住所】茨城県水戸市鯉淵町5930-1

【最寄り駅】JR常磐線友部駅(バス送迎あり)

【宿泊施設】研修に先立ち、各自で確保してください。

すでに農福連携の支援に関わっている方に限らず、これから関わろうとする方も広く対象とします。

例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員(普及指導センターの職員や自治体職員OBを含む)、JA職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する園芸療法士・上級園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等

## 対象者

## 費用

- (1) 受講料は無料です。ただし、研修に係る交通費・宿泊費は、受講者又は所属組織において負担してください。
- (2) 新型コロナウイルスに関する今後の情勢により、研修を中止する場合があります。その場合、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者本人又は受講者の所属組織において負担してください。

## 申込み・受講者選考

- (1) 申込み方法  
受講を希望される方は、農林水産省ホームページの専用フォームからお申込みください。
- (2) 締切  
令和5年6月2日(金曜日)
- (3) 受講者決定の連絡  
申込者全員に対し、締切から1週間から10日後を目途に、結果をお知らせいたします。なお、定員は各期20名程度を予定しており、申込み多数の場合受講できない場合がありますのでご了承ください。また、受講者選考の詳細等については一切お答えできませんのでご了承ください。

## 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の情勢により、研修を延期・中止する場合があります。また、受講者として決定した後であっても、感染の疑いのある方や、研修期間中に発熱等の体調不良が生じた方は、受講を控えてください。
- (2) 実地研修では、ほ場とビニルハウス内において、農作業を行いますので、農作業に適した服装をしてください。
- (3) 実地研修では、農業用機械や農機具等を操作します。講師や職員等の指示に従わないで操作した場合には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で、任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、健康保険証を持参してください。
- (4) 実地研修の最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の結果を踏まえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1～2か月程度かかりますので、御了承ください。
- (5) 農福連携技術支援者(農林水産省認定)は、国家資格ではありません。